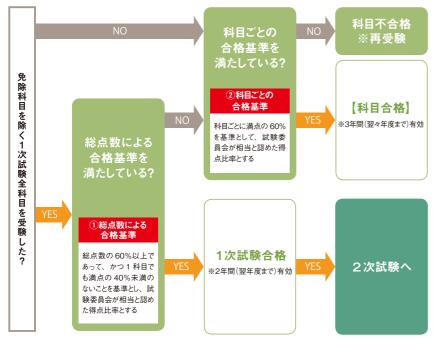
■"科目合格"とは? Ⅱ ~合格基準の仕組みを知る~

次に1次試験の合格基準がどのような流れで適用されるのかを確認してみましょう。

第1次試験



1次試験の合格基準は、「①総点数による合格基準」のほか、「②科目ごとの合格基準」があります。「②科目ごとの合格基準」は科目ごとに設けられ、3年以内(合格年度を含む)で全7科目に合格した時点で「1次試験合格」となります。一部の科目だけ合格した場合は「科目合格」となり、翌年度・翌々年度の試験では、受験者の申請により当該科目の試験が免除されます(科目合格は1次試験合格となった時点で、それまでの科目合格による受験免除の権利はなくなります)。

〈例〉

1年目	経済	財務	経営	運営	法務	情報	中小	総点数
2018年度	未受験	未受験	未受験	未受験	60	65	70	195/700

1年目は「免除科目を除く1次試験全科目を受験していない」ので、「①総点数による合格基準」が適用されず、「②科目ごとの合格基準」が適用されます。上記の場合、各科目とも満点の60%以上であるので、それぞれ「科目合格」となります。



	2年目	経済	財務	経営	運営	法務	情報	中小	総点数
2	2019年度	45	60	70	75	免除	免除	免除	250/400

2年目は3科目を免除申請した上で「免除科目を除く1次試験全科目を受験している」ので、「①総点数による合格基準」が適用されます。上記の場合、4科目受験なので総点数400点、

その60%以上である240点以上で、かつ1科目でも40%未満がないので「1次試験合格」となります。万が一、これに満たない場合、1次試験不合格となりますが、各科目で「②科目ごとの合格基準」が適用されます。